

関西ビーチサッカー連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、関西ビーチサッカー連盟と称する。
また、英文で、Kansai Beach Soccer Federation（略称 KBSF）とする。

(加盟)

第2条 本連盟は、関西サッカー協会、日本ビーチサッカー連盟に加盟し、関西サッカー協会の統括を受ける。

(事務局)

第3条 本連盟の事務局は、関西サッカー協会に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は、関西地域におけるビーチサッカーの普及および加盟団体相互の親睦と心身の健全な発達に寄与することと目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本連盟を代表するチームを選出する大会の実施
- (2) 関西ビーチサッカーリーグ戦の実施
- (3) 関西ビーチサッカーリーグカップ戦の実施
- (4) 関西ビーチサッカーリーグ選抜チームの編成・派遣
- (5) ビーチサッカーの競技研究に関すること
- (6) ビーチサッカーの指導に関すること
- (7) ビーチサッカーの普及に関すること
- (8) その他この団体の目的を達成するための必要な事業

第3章 会計

(資産の構成)

第6条 本連盟の経費は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品

- (3) 事業にともなう収入
- (4) 賛助団体の会費
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第7条 本連盟の資産は、理事長が管理し、理事会の議決を経て預金する等の確実な方法により理事長が保管する。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事長の議決を経て、関西サッカー協会の承認を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第9条 本連盟の事業報告及びこれに伴う収支決算は、理事長が作成し、収支決算とともに監事の意見を付し、理事会の承認を受け、関西サッカー協会へ報告する。

2. 本連盟の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を次年度に繰り越すことができる。

(会計年度)

第10条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

(役員)

第11条 本連盟に次の役員を置く。また、理事は10名以上15名以下とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名

(役員を選出)

第12条 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事会で推挙する。

2. 理事会は、以下役員により構成する。

- ・ 本連盟加盟チームにより構成される各リーグより選出された者
- ・ 理事会が推薦する学識経験者

(職務)

- 第13条 理事長は、この団体の業務を総理し、この連盟を代表する。
2. 副理事長は、理事会を補佐し、理事長の事故あるときはこれを代理する。
 3. 理事長は、理事会の議決に基づき、日常の業務に従事する。
 4. 理事は、理事会を組織し、この団体の業務を議決し、執行する。

(監事)

- 第14条 監事は、理事会の議決を経て理事長が委託し、本連盟の業務及び財産に関し、次の職務を行う。
- (1) 本連盟の財産の状況を監査すること
 - (2) 理事会の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会および関西サッカー協会に報告する。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある時は、理事会を招集する。

(役員任期)

- 第15条 本連盟の役員任期は、2年とし再任は妨げない。補欠又は増員による選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

- 第16条 役員は、次の何れかに該当するときは、理事会において理事会の3分の2以上の議決により、その役員を解任することができる。この場合、理事会において議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認めるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

第5章 顧問及び参与

- 第17条 本連盟に顧問及び参与を若干名置くことができる。
2. 顧問及び参与は、理事会の議決を経て理事長が委託する。

第6章 事務局

(事務局)

- 第18条 本連盟の事務を処理するために事務局を置く。
- 事務局の運営は、理事長が行い、必要に応じ職員を置くことができる。
2. この任命は、理事長にあたり、有給とすることができる。
 3. 事務局に関する規定は別に定める。

第7章 会議

(理事会の招集)

- 第19条 理事会は年2回以上理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数3分の1以上から会議に付すべき事項を示して、理事会の招集を請求された時は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を開催しなければならない。
2. 理事会を招集するには、理事に対して会議の目的たる事項ならびに日時及び場所を示して召集の5日前までに通知しなければならない。
 3. 理事会の議長は理事長とする。

(理事会の定足数等)

- 第20条 理事長は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。
2. 理事会の議時は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 3. 監事及び専門委員会の委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

- 第21条 理事会には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印し、これを保存する。

第8章 専門部会

- 第22条 本連盟の事業遂行のため必要があるときは、理事会の議決に基づき、専門部会を置くことができる。
2. 前項の規定による専門部会の組織及び運営に関する規定は理事会で定める。

第9章 加盟チーム

(加盟チーム)

- 第23条 本連盟は、本連盟の目的及び趣旨に賛同し、加盟登録を完了し、16歳以上の男子、または16歳以上の女子選手で構成されたチームをもって組織する。

(資格の喪失)

- 第24条 本連盟の加盟チームは、次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 解散

(2) 除名

(除名)

第 25 条 本連盟の加盟団体が次の各号に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、またはその目的に違反する行為があったとき
- (2) 分担金を 1 年以上にわたり滞納したとき

(分担金)

第 26 条 加盟チームは、別に定める分担金又は会費を毎年納入しなければならない。

第 10 章 規約の変更及び解散

(規約の改廃)

第 27 条 この規約は、理事会において、理事現在数各々の 3 分の 2 以上の議決を経た形で、関西サッカー協会理事会の許可を得なければ変更できない。

(解散)

第 28 条 この団体の解散は、理事会において理事現在数各々 4 分の 3 以上の議決を経て、関西サッカー協会理事会の許可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 29 条 この団体の解散に伴う残余財産は、理事会において、理事現在数各々 4 分の 3 以上の議決を経て、関西サッカー協会理事会の許可を受けて関西サッカー協会に寄与する。

第 11 章 補則

(書類及び帳簿の保管)

第 30 条 本連盟は、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 本連盟の規約及び細則、その他規定
- (2) 役員及び職員の名簿
- (3) 財産目録
- (4) 規約等に定める議事録
- (5) 収入及び支出に関する帳簿並びに証票書類
- (6) 資産台帳
- (7) 各種大会記録
- (8) その他必要な書類及び帳簿

(本規約細則)

第 31 条 本連盟規約施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

■ 付 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。